

## 限度額適用認定証について

入院したときに支払う医療費の一部負担金（保険診療分）が、一医療機関ごと月単位で高額療養費の自己負担限度額までの支払いで済むためには、医療機関窓口には、

「**限度額適用認定証**」または「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」の提示が必要になります。なお、国民健康保険に加入している方につきましては、下記のとおり申請手続きを行い、認定証の交付を受けてください。ただし、認定証の交付を受けるには、**国民健康保険税を滞納していないことが条件**となります。

【自己負担限度額】 70歳未満

認定証の種類	区分	自己負担限度額	多数該当の自己負担限度額
限度額適用認定証	上位所得者※1	150,000円＋(医療費－500,000円)×1%	83,400円
	一般の人	80,100円＋(医療費－267,000円)×1%	44,400円
限度額適用・標準負担額減額認定証	低所得者※2	35,400円	24,600円

※1 基礎控除後の所得が600万円を超える世帯及び所得不明者がいる世帯

※2 市県民税非課税世帯

限度額適用認定証は交付申請をした月の初日から有効です。

※70歳以上75歳未満の方で市県民税課税世帯の場合は、高齢受給者証が限度額適用認定証の役割を兼ねているため、あらためて限度額適用認定証の交付申請は必要ありませんが、市県民税非課税世帯は申請により「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」を交付します。

【手続きに必要なもの】

国民健康保険証

世帯主の印鑑（認印）

※転入された方は、前住所地の課税・非課税証明書が必要になる場合があります。

【手続き窓口】

宇都宮市役所保険年金課A-13番窓口または各地域自治センター・各地区市民センター・各出張所

【お問い合わせ先】

保険年金課 国保給付グループ

TEL 028-632-2318